

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	所沢市保育園等運営審議会（第6回会議）
開 催 日 時	平成23年 7月22日（金）午前10時から午後0時15分
開 催 場 所	市役所3階 第6委員会室
出 席 者 の 氏 名	安藤 泰子、野嶋 栄一郎、菊池 義信、成田 桂子、田中 秀雄、 高杉 敏江、橘 淳子、青山 真理子、小穴 啓恵
欠 席 者 の 氏 名	渡辺 和弘
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	
議 題	(1) 所沢市の認可保育園の保育料のあり方について (2) その他
会 議 資 料	資料9 ・ 「答申書」 (案) に関する意見 ・ 「答申書」 (案)
担 当 部 課 名	こども未来部長 仲 志津江 こども未来部次長 桑原 茂 保育課 課 長 市川 博章 主 幹 伊藤 孝子 副主幹 加藤 孝之 主 査 後藤 欣宏、 吉松 幹雄 こども未来部保育課 電話04(2998)9126



様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
会長	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議題</p> <p>（傍聴希望者5人の入場・審議開始後に更に4人が入場）</p> <p>（1） 所沢市の認可保育園の保育料のあり方について</p> <p>前回までの審議の結果、答申書（案）に関する委員の皆さんの意見を提出いただいていますので、事務局の方から、そのとりまとめ結果について説明願います。</p>
事務局	<p>資料9に基づき、答申書（案）について委員から提出された意見、及び答申書（案）に関する説明をした。</p> <p>説明員：保育課 市川課長</p>
会長	<p>ただ今の資料に関する事務局からの説明について、ご意見、ご質問はありますか。</p>
委員	<p>議論の過程は細かく記載した方がよいと思う。前回の答申の中でも民間保育園の方にも使っていくという記載があったが、今回の案にはその記載がない。諮問の際には、民間保育園の状況についても改善していかなければならないから保育料の改定について検討してもらいたいということだったと思う。それに対して、答申に全く記載がないのはおかしいと思う。また、7月7日に保育課長から、答申の内容は最大限尊重したいという話を伺ったので、現在の社会経済状況について考慮すべきということも記載してもらいたいと思う。</p>
会長	<p>他にご意見等はありませんか。</p>

委員	<p>今日は、答申書のとりまとめの段階に入っていると思うが、答申というのは、諮問されたことについて検討した結果を報告するものではないのか。審議の中で出された色々な意見については、会長が市長に答申書を提出する際に説明すれば十分であると思うので、案のとおりでよいと思う。</p>
委員	<p>市長に確実に伝えるということであるなら、答申に記載すればよいと思う。記載があるかないかは違うと思う。また、これまでの審議の中でも当事者に対する心配や社会状況が異なっているという共感もあったと思うので、その内容を答申に入れるべきだと思う。</p>
会長	<p>保育料の改定は、できるだけ保育を受ける人が多くなるようにしていくという将来の準備として必要だという考え方によるものだと思います。案についての意見を抽象的に言われますと、どのような文章で入れるのかということを議論しなければならなくなりますので、具体的な修正意見を出していただければ検討ができると思います。また、ご意見の趣旨は、十分伝えられると思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>書面として残る、残らないは大きな違いだと思う。</p>
会長	<p>議事を確認しますが、現在、案が提示されていまして、それに関してもう少し言葉を付加してもらいたいという意見が出されていますが、これをこれから議論するということですか。</p>
委員	<p>具体的な修正内容を出すような話はなかったので記載する文章は考えていないが、基本的には意見として出したものを検討してもらいたい。</p>
事務局	<p>冒頭の資料に関するご説明のとおり、郵送により予め案をお送りさせていただき、7人の方からご意見をいただいたわけですが、このうち5人の方が特段のご意見はないということでしたので、お示しさせていただいている資料も以前と同じものとなっています。そうした中で、本日は、案のとおりとするか否かということもご議論いただくわけですが、修正するのであれば、具体的に、原案の何行目の部分をこのように修正すべきといったご意見を出していただ</p>

委員	<p>かないと、本日の会議での議論が進んでいかないと思われます。</p> <p>では、ここで、案についての協議を十分にするというのでよいか。</p>
事務局	<p>それは、委員の皆様のお考えによるところになると思います。</p>
会長	<p>ご意見は何っているということですよ。</p>
委員	<p>案に関する意見は徴取したかもしれないが、資料の1、2頁を見て、他の委員の方も、そういう話があったと思ったのではないか。1億4,000万円もの改定をするのだから、しっかりと議論した内容を記載すべきである。</p>
委員	<p>これまでの審議の中でそうした話も十分にしてきたと思う。色々な意見が出されてきたが、諮問に対して最終的にまとめた考え方を出すのが答申であるので、議論が戻ってしまうのではないか。</p>
委員	<p>戻ってはいない。前回の答申では、私立保育園の支援、消耗品・備品の充実等の色々なことがきちんと記載されている。今回も、諮問の中で私立保育園への支援等の諸課題の改善に引き続き取り組むと記載されているのだから、そうしたことに関する記載が全くないのはいかかと思う。前回会議で、保育課長から保育料を改定しても、その分が保育に使われるわけではないという話もあったので、しっかりと記載してもらいたい。</p>
事務局	<p>保育課長の発言に関するところについてですが、1億3,000万円の改定分が特定のどのようなところに使われるのかということの説明として、既に一般財源が投入されていますことから、明確にこの部分に使われるということにはならないという趣旨の説明をさせていただきました。今後も、保育園の新・増設がありますので、これに伴い相当の委託料等が必要となりますので、そうした財源に充てられることも含むものであることもお含みおきいただきますようお願いします。</p>
会長	<p>今の話はよろしいですか。</p>

委員	<p>保育の方に使ってもらえるのなら、そのことを答申に記載してもらいたい。</p>
会長	<p>本審議会は、諮問に対する審議をする組織ですので、諮問されたことについてどう答えるかということが重要なことであって、今日出された追記に関する意見についても、案の「認可保育園に通っているこどもだけではなく、認可外保育施設や幼稚園に通っているこども、在宅のこども等、全てのこどもについて等しく考えることが必要であること等を確認し、」という中に、相当程度含まれることになるのではないのでしょうか。答申は、諮問されたことについて答えれば役割を完了していると思いますので、1億3,000万円をどう使うかを明記するというのは、私達の仕事ではないと思います。そうしたことを、この会議で決めること自体がおかしいと思いますし、会長としてそこまでのことは書けません。</p>
委員	<p>それと、発言する際には、前の発言者の発言が終わったら挙手をする等してもらわないと、他の委員が発言できなくなり、審議にも支障を来すので、話し合いのルールを守ってもらいたい。</p>
会長	<p>私の方の不注意もあったと思いますので、気をつけるようにします。他の委員の方のご意見はいかがですか。</p>
委員	<p>予め郵送された案に対して意見がある方ということで回答したのだから、資料の1、2頁の意見を見たところで、案を修正する必要があるとは思わない。答申は、そんなに細かいことまで記載する必要があるのかと思うので、私は案のままでよいと思う。</p>
会長	<p>私達は圧力団体ではありませんが、できるだけ、委員の皆さんの意見が公平に伝わるように努力はします。ただ、文言を逐一修正しても、それが実際にどのように扱われるかということとは別のものであることを理解いただきたいと思います。ここまで審議が進んでいますので、先程の意見にもありましたように、後戻りするような議論は避けたいと思いますが、これだけはどうしても修正する必要があるというものがあつたら、具体的に発言してもらいたいと思います。</p>

委員	<p>案では「その過程では、現在の所沢市の認可保育園の運営経費とその負担割合、所沢市の認可保育園の運営状況、市の財政状況等の様々な観点からの検討」しか入っていないので、保護者世帯の生活実態、経済状況について憂慮されるべき事項があるので提案されたいという言葉を入れてもらいたい。</p>
委員	<p>確かにそうした意見もあったが、諮問に応じた観点から検討したことと、意見交換は分けていかないと、何が諮問だったのかがわからなくなってしまうのではないかと考えている。私も諮問に応じた答申というのは、シンプルで具体的なものだと考えている。今回の答申を受けてその内容について更に諮問が必要になってしまうようなことはあってはならないし、そうなれば、我々の責任も問われることになるのではないかと。</p>
委員	<p>だから、意見交換の中で保護者の生活実態、経済状況についても話し合ったのだから、正式に答申の中に入れるべきであると思う。</p>
会長	<p>事務局の方は、どうですか。</p>
事務局	<p>ただ今のご意見を踏まえ、市の財政状況等の「等」をとって、その後に「保護者世帯の生活実態、経済状況等」という文言を入れるということになると思いますがよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>もう少し、正確をお願いします。</p>
事務局	<p>最初のご意見につきましては、「市の財政状況等」の「等」をとって、その後に「保護者世帯の生活実態、経済状況等」という文言を入れるということになるかと思いますが、また、これに対するご意見につきましては、「意見交換を行った中で、保護者世帯の生活実態、経済状況等の意見交換も行った」ということになるかと思いますが。</p>
委員	<p>諮問の中には、「私立保育園への支援等の諸課題の改善に引き続き取り組むことのほか、現在の保育サービスを維持する」という記載があるのだから、答申の中でも、こうしたこと、特に私立保育園</p>

	への支援について、もっと具体的な記載をしてもらいたい。
会長	いかがですか。
事務局	その点については、「全てのこども」という記載の中に含まれるということになるかと思われます。
委員	案の記載では、私立保育園については考慮の埒外になっているように読める。
事務局	「全てのこども」というふうになっておりますほか、認可保育園の中には、当然に私立保育園も含まれます。また、これまでご審議いただいた中で、保育園に通っているお子さんは当然ですが、それ以外のお子さんも含めて議論いただいたという認識から案のとおり表記としたものです。また、諮問の中に記載があるというご指摘については、まだ十分ではないというご意見はあるかもしれませんが、今後も私立保育園の支援も実施していくということが前提となっているということもあります。
委員	それでは尋ねるが、今年度、私立保育園の補助が削減されていないか。
事務局	今年度について、そうしたことはありません。補助ということではありませんが、国が定めている保育単価が平成21年度に下げられたということはありません。
会長	よろしいですか。
委員	諮問書の私立保育園の支援に関する記載について、今の事務局の説明のような考えがあるのなら、明確に答申にも記載した方がよいと思う。
会長	文章表現については、これまでのスタイルということもあるのではないですか。
委員	前回の答申は細かい記載があるので、今回の答申についても保護

	者に寄り添った内容を記載してもらいたい。
会長	なぜ、前回の答申と今回の案で、そうした違いが生じたのでしょうか。
事務局	前回の答申について、そこに至るまでの詳細な審議の経緯についてはわかりかねますのでご容赦願いたいと存じます。ただ、これまでの審議の過程では全く出されていない要望のような内容を記載する、しないについては、特にご審議いただく必要があるものと考えます。
会長	例えば、どういうことですか。
事務局	ご指摘の前回の答申では、「・・・を求める」、「・・・を要望する」といった項目がありますが、これらが当時の審議において大きくとりあげられて議論されたことなのかどうなのかはわかりかねます。ただ、例えば、前回の答申では、消耗品や備品の充実についてまで触れられていますが、このことについて、今回のこれまでの審議の中ではご議論いただいておりますので、こうしたこれまで審議いただけていないことについてまで答申書に記載するかどうかということは、特に委員の皆様のご検討をいただく必要があるものと考えます。
会長	実際に答申を提出する際には、それほど長い時間はとられないと思われま。その中で、答申書を渡すのと同時に伝えるべきことは伝えますが、こうした文書は微に入り細に入り記載するようなものではないと思います。また、これまでの審議で出された意見、つまり会議録はどこかで見るのが可能なのでしょうか。そうであれば、これまでの審議過程は一目瞭然ではないのでしょうか。
事務局	会議録については、会長署名をいただいた後、市ホームページ、市政情報センターで閲覧いただくことができます。
委員	会議録は発言の一言一句を捉えた詳細なものなのか。
会長	そうではありません。

委員	それでは、細かなやりとりは隠れてしまうのではないか。
会長	会議録は、会議開催の度に審議されたことを記録していますので、一般的には発言回数に比例して会議録に占める割合も高くなります。
委員	私は、会議録は大雑把なものであると思っているので、先程の会議録が公開されているからという理由で答申書の記載が省略されるということには賛成できない。答申書に明確に記載してもらいたいし、これまでの審議の中でも付帯意見として記載するという話もあったのではないか。
委員	答申に記載されたことが、そのまま決定されるということではなく、答申の内容を見て、市長以下の事務方がどうするかを考えて、更に議会で審議がされるということになるのではないか。
委員	保育課長から、答申については最大限尊重するという話をもらっている。答申は、今の社会状況の中で将来のために改定してもよいのではないかという意見を出すのだから、話し合われたことをもっと細やかに付帯意見として付けてもらわないと、省略されたものが尊重されるということになってしまうことを危惧する。
会長	大切なのは、答申の課題として、実際に改定をするように持っていかどうかだと思います。私達が依頼されていることは、議会の議案として出すことの善し悪しを判断することです。答申に記載されたことが拘束力を持つものではないし、市から言わせると、聞かれもしないことを答えてきたということになるのではないのでしょうか。冷静な審議をして、聞かれたことについて正確に答えるという範囲の中で議論をすることが大切だと思います。答申に色々なことを書き込むことに価値を置いているように見えますが、それが不思議です。
委員	文章として残るか残らないかは、大きなことだと思う。
会長	諮問書のすじから言ったら、それは、こちらが勝手に付け加える

	<p>ということになります。</p>
委員	<p>諮問書の中には、「私立保育園への支援等の諸課題の改善に引き続き取り組むことのほか、現在の保育サービスを維持することにも今後支障が生じることが懸念」されると記載されているのだから、それを踏まえたことを記載してもらえればよいと思う。</p>
会長	<p>そういうことでしたら、既に包含していると思いますが、先程の2つのご意見について整理したいと思いますが、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>先程いただいたご意見は、「市の財政状況等」の「等」をとって、その後に「、保護者世帯の生活実態、経済状況等」という文言を入れるというご意見と、「意見交換を行った中で、保護者世帯の生活実態、経済状況等の意見交換も行った」というご意見で、同じ文言について入れる場所をどうするかということになるかと思いますが。</p>
委員	<p>前回の答申で「保育料については、社会経済状況を勘案するなどして、定期的な見直しを」とあるのは、当時の審議会では、保護者の経済状況も含まれているということを前委員から聞いているので、それも含めた観点から意見交換をしたというふうにしてもらいたい。</p>
委員	<p>そんなに大きな問題ではないとし、会長が話した方が、説得力があると思う。会議開始から1時間が経過したが、もう少し、答申をとりまとめる方向で議論を進めないで時間だけが過ぎていくのではないか。</p>
委員	<p>これだけの金額を上げるのだから、答申を最大限尊重するという保育課長の話もあるので、しっかりと議論してもらいたい。</p>
委員	<p>そのような保育課長の話はあったのかもしれないが、本審議会には決定権がないのだから、そこまで細かく文章を載せる必要はないと思う。「全てのこどもについて」というところで包括していると思う。</p>

会長	決をとるようなことはしませんが、議論は1対多となっています。ここでは、先程出された修正意見をどうするかを整理したいと思います。プロジェクターを用意していますので、それを使いたいと思います。
事務局	それでは、準備をします。
会長	このほかに、ご意見はありますか。
委員	案では、「認可保育園に通っている子どもだけではなく、認可外保育施設や幼稚園に通っている子ども、在宅の子ども等、全ての子どもについて」と細かく表現されているが、幼稚園の保育料等のことまで念頭に置いた議論はしていないし、「全ての子ども」という文言でまとめられるのではないか。
事務局	ただ今のご意見は、案の「認可保育園に通っている子どもだけではなく、認可外保育施設や幼稚園に通っている子ども、在宅の子ども等、」の部分を削除するというところでよろしいですか。
委員	そのとおりである。
委員	この審議会は、保育園の運営に関する審議の場なので、考慮しなくてはならないのかもしれないが、幼稚園に通っている子どもや在宅の子どもについてまで記載されてしまうと、保育料の改定分との関係が見えなくなってしまう。幼稚園等に関することについては、個々に別の審議会もあるので、削除することに賛成である。
会長	事務局の方では、どうですか。
事務局	表現については、委員の皆様にご確認をいただければよろしいかと存じます。ただ、この審議会は、確かに保育園等運営審議会となっていますが、審議の過程では、保育園児だけではなく、市の全ての子ども達のことを考慮した検討をいただいたものと考えております。

	(※ プロジェクターの投影)
事務局	いかがでしょうか。
会長	修正した箇所を、具体的に示してください。
事務局	2段落目の部分のうち、「市の財政状況等の様々な観点からの検討、」の後に、「保護者世帯の生活実態、経済状況等についての（意見交換）」を入れました。また、ただ今いただいたご意見は、「認可保育園に通っている子どもだけではなく、認可外保育施設や幼稚園に通っている子ども、在宅の子ども等、」を削除した方がよいのではないかというものです。
会長	今、2つの意見について説明してもらいましたが、いかがですか。
委員	保護者世帯の生活実態、経済状況等についての検討という意味が抜けてしまっているのではないか。その前のところに入れた方がすっきりする。
会長	並列的に表現した方がよいということですか。
委員	そのとおりである。
委員	こういうふうに、皆で文章をいじるとおかしくなってしまうのではないか。保護者世帯の経済状況についての意見交換をしたことが主たることなのか。こうやって、皆で文章をいじると内容が崩れてしまう。並列的に入れるのであれば、入れない方がよいと思う。
委員	意見交換をしたことは事実なので、しっかりと入れてもらいたい。
委員	この入れ方はおかしい。
会長	画面を前にして意見を出し合うと混乱しますので、修正した内容を示してください。

	<p>(※ 事務局で再修正をする。「保護者世帯の生活実態、経済状況、」を「現在の所沢市の認可保育園の運営経費とその負担割合」の前に挿入したものとする。)</p>
委員	<p>ある程度の文脈で趣旨が通っていれば、それでよいのではないか。</p>
会長	<p>この部分は、これでよろしいですか。</p>
委員	<p>(※ 異議なし)</p>
会長	<p>次に、削除した方がよいという意見が出された場所を示してください。この部分は、「全てのこども」という文言に包含されるので、一つひとつ羅列する必要はないし、不十分な羅列ということも考えられるということなので、削除ということによろしいですか。</p>
委員	<p>(※ 異議なし)</p>
会長	<p>ここまで来ましたが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>「現行の保育料徴収基準を改定する必要があるとの結論に達しました」の前に、「社会経済状況を勘案しつつ、」という文言を入れてもらいたい。</p>
会長	<p>事務局の方は、いかがですか。</p>
事務局	<p>委員の皆様の総意であるということであれば、文言を加えるということになります。</p>
委員	<p>先程の修正で、冒頭に同旨のことが入ったのだから、改めて入れる意味はないと思う。</p>
会長	<p>「その結果、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれる中」という表現とパラレルな表現ではないのですか。</p>
委員	<p>厳しい財政状況というのは、市の財政についてのみの記載であ</p>

	る。
会長	市の財政というのは、市民の財政ということではないのですか。
委員	市民の財政がきつくなるから、市の財政がきつくなる。だから、市民から、より多くをとるといふ論調になるので、入れてもらいたい。
会長	私は、そういう単純な結び付けはしません。
委員	言葉を入れたからといって、どうなるのか。先程からのやりとりを聞いていて、そう思っている。
委員	変わらないと思うのであれば、私は変わると思っているので、是非、入れてもらいたい。
委員	もう、まとめる段階なのだから、そんなに細かいやりとりをするのはいかなものか。
会長	社会経済状況を勘案するということは、市長が一番わかっているのではないかと思いますので、案を修正するほどではないと思いますが、他の委員の皆さんのご意見はいかがですか。修正することに賛成の方はいらっしゃいますか。
委員	(※ 特に意見は出されない。)
会長	それでは、ここの部分に関する修正はしないこととします。
委員	最終的な結果の話なので、当事者の状況も加味しながら考えてくださいということを入れるべきだと思う。
会長	その文言がないからといって、ご意見の趣旨が通らないとは思われませんが。
委員	どういうことか。

会長	<p>市民の生活が大変であったとしても、ここで保育料の改定を考えるのは、もっと将来のことを考える必要があるからです。受益者はいませんが、このままで終わってしまっは困るわけです。もっと、保育施設が拡充されなければならないで、その現実的手段のひとつが保育料の改定ということです。</p>
委員	<p>当事者の側に立った言葉が入ってもよいのではないか。</p>
会長	<p>私が考える「当事者」は、ご意見の「当事者」よりも、おそらく広いものであると思います。結局、女性の労働が正面に出てくることが必要であって、そういう状況を作るためにはどうするのかということを考えることが必要であると思います。生活困窮世帯の問題もありますが、同時に将来の経済状況を好転させるという考えも必要となりますので、根本的な考え方は同じだと思います。</p>
委員	<p>では、兵庫県の話だが・・・</p>
会長	<p>今の段階で、そういう話はやめてください。</p>
委員	<p>意見の対立ではなく、意見を出し合っているのだから、ここで大切なことは、出し合った意見を決めることではないのか。そういう意味で、私は文言を入れる必要はないと思う。また、答申書を提出する際に、会長が伝えればよいことだと思う。</p>
会長	<p>文言を残すことが、ものすごく大切なことであるというふうを受けとめられているようですが、諮問された代表者として答えざるを得ないので、努力するというご了解いただけたらと思います。</p>
委員	<p>会長は多数決はとらないという考え方のようだが、委員の総意が答申となるのではないか。それが、何回も後戻りするような議論で、時間ばかりが経過するというのは、いかがなものかと思う。個人の意見はあるのかもしれないが、案の中に、修正意見の趣旨も含まれていると思うので、もう、議論はよいのではないか。</p>
会長	<p>表現の問題だということですね。</p>

委員	それが大切だということだ。
会長	私は、今の内容で答申としての条件を十分満たしていると思います。
委員	先程の意見にあったように、保護者世帯の厳しい状況等については、実際に意見交換があったわけだが、そうしたことは、会長が、市長に丁寧に伝えるということによいと思う。
会長	検討した保育料徴収基準額表の改定案の中にも、そうした考え方が入れられている部分もありますので、それに付け加える形になるうかと思えます。
委員	今の意見は、まとめを言ってもらったものだと思うので、もう、まとめてもよいのではないか。
	(※ 数名の委員から拍手あり)
委員	この内容で、会長が提出して、その際に、市長に説明してもらうということによいのではないか。あまり、同じ文を繰り返すと、かえって内容が見えにくくなってしまうと思う。
会長	委員の皆さんの意見は着地したと考えてよいですか。それでは、議題の「(2)その他」についてですが・・・
委員	「少数ながら『全体として改定幅が高い。』といった意見も出されている」という部分について、色々な意見が出されていたので、もっと、しっかりと記載してもらいたい。
会長	では、どうしますかということになりますが・・・
委員	ここの部分に関しては、もっと多くの意見があった。
会長	全体の中で、主たる意見と少数意見のウエイトの違いはありますが、できるだけ正確に伝えるように努力はしますが・・・

委員	<p>前回の答申もそうだが、答申というのは文書に残るものであるにもかかわらず、今回は、これしか残らないことになってしまう。</p>
会長	<p>これだけではなく、徴収基準額表もあります。</p>
委員	<p>それは、前回も同じである。</p>
会長	<p>徴収基準額表を作ることが、大きな仕事であると思います。</p>
委員	<p>それについて、どういうふうに検討して考えたのかということ、市長に提出するにあたって、今、検討しているのだから、時間がないからということではなくて、しっかりと入れてもらいたい。案に記載されている少数意見の内容は、徴収基準額表の改定案に対する意見でしかなく、6回の会議の中で出された意見の全てではない。</p>
委員	<p>それは、先程、修正した「意見交換を行ってきました」というところに含まれないのか。</p>
委員	<p>その細かいところについて、どんな意見があったのかをしっかりと出してもらいたいということである。</p>
委員	<p>答申と議事録が混同されてしまうのではないかと。先程言ったように、答申というのはシンプルなものであって、そこに会議録等が付くということではないのか。これでは、議論がエンドレスになってしまう。</p>
会長	<p>今日で、最終的なまとめをしたいと思います。案の言葉でとどめる形で伝えたいと思いますが、他の委員のご意見はいかがですか。</p>
委員	<p>(※ 特に意見は出されない。)</p>
会長	<p>趣旨は正確に伝えるように努めたいと思います。</p>
委員	<p>伝えたことを、しっかりと文書に残してもらいたい。</p>

会長	お断りします。
委員	個人の意見はあるかもしれないが、おおかたの考えは決しているのではないか。
会長	よくわかりませんが、証拠を残せというような姿勢で来られるのは困りますし、この会議の趣旨とは全く異なるものであると思います。
委員	だから、答申にしっかり記載すれば、会長の責任ということにならないのではないか。
会長	記載しないと、私の責任ということになるのですか。
委員	後で何か言われたら困るという話だったので、そうであれば、しっかりと記載した方がよいのではないかということである。
会長	そういうことだと、議論にならないと思いますが、私がそういう記録をする必要があるのですか。
事務局	特に、そういう必要はありません。
	(※ 継続して静粛を保たない傍聴者について、会長から注意をする。更に発言が繰り返されるため、会長が退場を指示するが、当該傍聴者の退場はなかった。)
委員	前回の答申、前回の答申と言うが、前回の答申がベストなのか。私は、前回の答申が答申の模範だとは思っていない。前回は、すごく細かいところまで書き込んでいるのかもしれないが、今回は、この内容で問題ないと思う。諮問に対するポイントは捉えている。細かいところは、会議録に記録されているのに、答申に全ての委員がああ言った、こう言ったという記載をしていたら、キリがない。答申は簡潔に伝えればよいと思っているが、その中で、私達が信頼して選んだ会長が言葉を足して提出すると言っているのに、それを文章にする必要がどこにあるのかわからない。こんな議論を繰り返し

委員	<p>ていたら、いつまでたっても終わらない。</p> <p>それだけ重要な会議だと思っているから、途中で妥協しないで話をしている。少数意見として、今これ（「全体として改定幅が高い」）が載せてあるなら、他にも意見があったということをもう少し出してもらいたいと思う。それと、市長に答申を提出する際には、会議録も付けられるということなのか。</p>
事務局	<p>会議録については、その都度、市長までの報告起案をしていますので、一般的な形としては、改めて答申に会議録を付けることはありません。</p>
委員	<p>では、これと徴収基準額表が提出されて、それに会長の言葉が加えられるということか。</p>
会長	<p>私の考えていることと、どのような違いがあるのかわかりませんが、言葉を足して提出することになります。</p>
委員	<p>改定幅が高いということだけではなく、諮問があった時と現在の社会経済状況は変わってしまっているということも加味しながら検討してもらいたいということを伝えてもらいたい。そうしたことを残してもらいたい。今の状況下で、県内では、どこも保育料を下げてもらいたいという要望ばかりである。その中で、所沢市は上げる審議をしているのだから、今の状況を加味してもらいたいということの中を含めるべきである。</p>
会長	<p>それだと、前に戻ってしまいます。</p>
委員	<p>どこかでまとめないと、これは、もう平行線ではないのか。</p>
委員	<p>これまでの審議の中で、私が出した意見は、答申の付帯意見として書けばよいということで来ているのではないか。</p>
会長	<p>そうした経緯はあったと思いますが、どうすればよいでしょうか。付帯意見を細かく書くかどうかということはありませんが、このことについて他の委員からの意見が出されていませんが・・・少</p>

委員	<p>数意見ではありますが、そういうことを勧案しながら市長には伝えたいと思います。</p> <p>今までの審議の経緯から言っても、当然にこれまでの意見が入ると思っていたところ、案には入っていませんでしたので、おかしいのではないかという意見を出した、また、今日の会議で、案をしっかりと協議するということがあったので、付帯意見を付ければよいと言われていた事項を付けてもらいたい。</p>
委員	<p>確かに、そうした経緯はあったが、私はこの内容でよいと思っている。その理由は、本日の審議で文言の修正を行ったほか、国の方で、今後、税制がどうなるかわからないということもある。だから、後は会長が伝えるということだけでよいと思う。</p>
会長	<p>この意見は平行線になると思いますが、この答申はこのままですと先程の文言を付した形で提出するということになります。</p> <p>(※ 数名の委員から拍手あり)</p>
会長	<p>この他に手続き的なことは、何かありますか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>その前に、川越市では、今年4月から保育料が上がったが、その前に市と保護者の協議の場があって、そこで修正されたものが施行されていると聞いている。だから、答申の「記」以降に保護者への説明を尽くすべきということを記載してもらいたい。</p>
委員	<p>どんどん議論が広がってきていて、收拾がつかなくなっている。そうしたことは、私達の権限にないのではないか。私達は、諮問についての答をまとめることが仕事であって、そうした運営面に関することまでは、私達の仕事ではない。また、そうした記載を残すと、また、「前はこうだった。」という例を残すことになってしまう。</p>
委員	<p>保護者に対して、「こういう状況なので上げていく」という説明をすべきである。</p>

会長	その辺りについて、手続きとしてはどうなるのですか。
事務局	答申をいただいた後、議会に諮ることとなりますが、議会で審議いただく内容でもありますので、事前の説明というのは難しいと思われれます。そのようなことから、議会で可決された際には、その内容をお知らせするという事となります。
委員	川越市では、保護者と話し合った後、修正をしている。
会長	それは、どの段階で行われたことですか。
委員	どの段階かはわからないが、4月の施行前に話をして、修正をしたと聞いている。
事務局	時期がわからないので正確なことは言えませんが、川越市も条例により保育料が規定されていますので、その改定には議会の審議、可決が必要となります。そのようなことから、3月中に話し合いがあつて、その内容を4月から施行させるということは、期間の点から考えにくいと思われれます。
委員	そうすると、もっと前に話し合いがあつたということではないか。
事務局	ご意見の点については、これまでの審議の中で特段なかつたことと思われれますほか、答申をいただいた後の市長の考え方によるものかなとも思われれますので、この審議会でご議論いただくことかどうかについては、委員の皆様のご検討をお願いします。
会長	他の委員の皆さんは、どうですか。
委員	どこかの機会で説明はしてもらいたい。
委員	説明がないと混乱のもとになる。
会長	通常は、どのような流れとなりますか。

事務局	<p>先程、答申をいただいた後の流れをお話しさせていただきましたが、議会に諮るものなので、事前に内容を詳らかにして、ご意見をいただくということはしづらいということもあります。</p>
会長	<p>議会の前に内容を詳らかにするのは難しいということです。</p>
委員	<p>しかし、川越市では話をして修正されたと聞いているので、決定の前に話をしてもらいたい。それから、説明会に関することは、これまでの審議で出なかったと言うが、これまでは保育料の改定に関する議論をしていて、説明会に関する話はなかったの、今、出している。</p>
委員	<p>議会に提案する前に、そうした話をすると議会軽視ということになってしまう。</p>
委員	<p>今、私達が議論しているのは、答申についてなので、その後のことにまで及んで議論する必要はないと思う。</p>
委員	<p>議会で決定される前に話をすべきことなので、答申を出す時点で、説明をすべきということを市長に伝えてもらいたい。</p>
会長	<p>伝えることはできます。</p>
委員	<p>伝えるというのは、記載するということである。</p>
委員	<p>今の意見は、諮問に対応することなのか。</p>
委員	<p>保育料は改定した方がよいという回答を出すにあたって、その際には説明をすべきという回答を出すということなので、おかしいことではない。全て決まったことを説明するのと、決定される前に説明をして、修正の余地があるというのでは大きな違いがある。</p>
委員	<p>例えば、国で税金を上げる際に、国民に説明はしていない。代表者が審議、決定しているのではないか。</p>

委員	<p>国でも、パブリックコメント制度等があるので、保育料についても市民の声を吸い上げることを必ず入れるようにすることを、しっかり記載してもらいたい。当事者が一番理解している人達なので、議会で決定される前に、当事者への説明をすべきということを入れるべきであるということである。</p>
委員	<p>整理をしないと話が混乱する。私達の役割は諮問に対する回答を出すことであって、説明とかいうのは行政が考えることである。私達にそこまでの責任はないので。それをやると混乱する。</p>
会長	<p>私達が請け負ったことは、諮問されたことに答えることですので、付帯事項は、書くとか書かないとかではなく、リラックスした空気の中で、諄諄と伝えるものと思われます。それから、色々な事項を記載するような意見を出され、時間も経過していますが、他の委員からは特段の賛成の意見がないことについて、そんなに主張できるものでしょうか。</p>
委員	<p>これだけの改定を提案する場なのだから、時間がどうこうということではない。</p>
会長	<p>そうではなく、事前の説明というのは手続きの話です。そうした手続きは市が決めることであって、この審議会が要望できるようなものではないです。</p>
委員	<p>会長は多数決はとらないという考えだが、もう十分な議論を尽くしたのだから、全体の決をとることが必要であると思う。他の委員はいかがか。</p> <p>(※ 数名の委員から拍手あり)</p>
委員	<p>だったら、「記」の3での記載でなくてもよいので、「本答申をまとめる際に」という箇所にも、保護者、市民への説明をきちんと尽くすべきであるということを入れてもらいたい。</p>
会長	<p>それは、どこの部分ですか。</p>

委員	案の最後のところだが、この案に記載されている「全体として改定幅が高い。」という意見は、保育料徴収基準額表に関する私の意見のひとつにすぎないので、そこに入れてもらいたい。
事務局	先程のパブリックコメント制度に関することについてですが、一般的にパブリックコメント手続きでは、金銭徴収に関することは対象としておりませんので、多くの自治体でもそうした制度としています。その趣旨としては、金銭徴収に関する意見を求めても特定の意見が集中する蓋然性が高く、本来、パブリックコメント手続きが予定している目的そのものを果たせないという考えによるものですので、そうしたこともご参考に審議いただければと存じます。
会長	一般的に、金銭徴収に関することはパブリックコメントは行わないということです。文言をこれ以上修正することはしません。ただし、今のような意見はそぐわないと思いますが、伝えるようにします。
委員	これだけの改定をすることを審議しているのだから、是非そうしてもらいたいし、しっかりと記載してもらいたい。
会長	ただし、議会との関係もあるようなので、どの段階でということまでは言えません。
委員	どこかの段階ではなく、確定する前の段階で説明をするようにしてもらいたい。
会長	それは要望としては言えても、強制はできません。
委員	今のような社会経済状況の中で、保育料を改定しようとするのだから、説明する責任がある。審議会でもこうしたことで意見がまとまっていると思う。だから、そうしたことを答申に入れてもらいたい。
会長	文言は付加しませんが、意見は承っておきます。

	<p>(2) その他</p> <p>(答申書の提出について説明をした。)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	---